

旧緊急時避難準備区域（南相馬市）で美容用品の販売等を営み、原発事故後、福島県内に営業所を増設した申立会社について、営業所を増設は、避難による従業員の退職、避難先からの遠距離通勤による従業員の負担の増大等といった状況の中で事業を維持していくために必要な措置であったとして、増設した営業所の開設費用等の一部が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 〇〇営業所開設関係費用（PC一式設置費用含む。）
- 2 〇〇営業所賃料（平成25年4月～平成26年7月）
- 3 増加ガソリン代（平成25年3月～平成26年7月）
- 4 宿泊費用（平成24年8月～平成26年7月）
- 5 タイヤ交換代（平成25年3月～平成26年7月）

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目に対する和解金として、合計金450万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年10月24日

（仲介委員 柳川猛昌）